

正しく知ろう 医療のこと

～医療費適正化事業～

問い合わせ 保険介護課 ☎2141

医療費は年々増加しています。全ての方が安心して医療を受けられる制度を持続させるため、市では、医療費の過度な増大を防ぐ「医療費適正化事業」に取り組んでいます。今回は、医療機関へのかかり方についてのポイントを紹介します。

医療機関へのかかり方 3つのポイント

健康管理と
適正受診のお願い

1 かかりつけ医を 持ちましょう

普段から健康状態や病歴・アレルギーの有無について把握してもらうことで、いざというときにすぐ相談できます。必要な場合は、大病院や専門医への紹介状を書いてもらうこともできます。

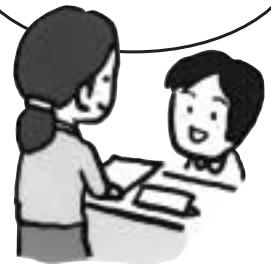
2 自分の症状を上手に 伝えましょう

診断に必要な情報の伝えもれを防ぐために、伝えたいことをあらかじめメモをするなど整理しましょう。お薬手帳も忘れずに持参しましょう。

3 重複受診・頻回受診は 控えましょう

セカンドオピニオンを求めるなどの明確な理由がなければ、重複受診（同じ症状で複数の医療機関を受診すること）や頻回受診（1週間は何度も同じ病院に通う）は、過剰な受診となる場合がありますので、控えましょう。

届け出を
お忘れなく



保険が変わったときは 要注意

国民健康保険に加入している方が会社などに就職した場合は、健康保険が変わります。医療機関には、その旨をきちんと伝えましょう。変更の届出をしないと、医療機関は本来の請求先とは異なる誤った請求をすることになります。そのような場合、国民健康保険では負担できません。医療機関を受診した本人に対して、国民健康保険が負担した医療費を請求する場合がありますので、ご注意ください。

交通事故などの 第三者行為は届け出を

交通事故など他人（第三者）の行為が原因でケガや病気になった場合、保険会社に連絡して「第三者行為による被害届」を提出してください。医療費は健康保険でいったん支払い、後で加害者に請求します。

国保世帯員の中に市外在住で引き続き修学する方、学校を卒業する方がいる場合は、届出を忘れずに

市外に住民登録をして修学している方で、特例により大竹市の国民健康保険に加入している方が引き続き修学、または卒業する場合は、世帯主による届出が必要です。

届出に必要なもの

○引き続き修学する方がいる場合
在学証明書（4月1日以降発行のもの）または学生証（有効期間のあるもの）、印鑑、本人確認書類（免許証など）、個人番号確認書類（マイナンバー通知カードなど）

○卒業する方がいる場合

卒業証書または証明書、印鑑、大竹市国民健康保険被保険者証、本人確認書類、個人番号確認書類